

## 宝くじの社会貢献広報の仕方

### 1. 購入備品、設備への広報表示

(1) 「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠してください。

(表示についてはカラーで行い、モノクロでの表示は不可とします。

ただし、単色刷りの広報誌・チラシなどの場合はモノクロ表示を可とします。)

※デザインマニュアルがカラー、データで必要な場合は一般財団法人自治総合センター  
デザインマニュアルのホームページ (URL <http://www.jichisogo.jp/enterprise>)  
からダウンロードして利用して下さい。

(2) 整備した設備・備品（付属品・部品を含む）の全てに広報表示を行ってください。

広報表示の出来ない設備、備品は助成対象外となります。

(なお、広報表示の作成等にかかる費用は、助成対象経費になります。)

(3) 広報効果が発揮できるように、備品の使用時に視認可能な場所（高さ）、大きさで表示してください。（備品の大きさに対し、極端に小さい表示は不可とします。)

(4) 広報表示については、固定プレートによる表示、ペイント・印刷による表示、布製ステッカーの縫い付け表示（布生地への表示に限る）を原則とします。

（特に屋外に設置する備品・設備については、固定プレートによる表示、ペイントによる表示を行ってください。）ただし、備品の内容、素材によって、上記の表示を行うことで、備品の使用に支障をきたす場合は、シールでの貼り付けも可とします。

(5) 表示は、シールの剥離・汚損等、短期間に広報効果が損なわれる懸念のないようにしてください。表示部分の全面が固定化・接着されていない場合や、接着が不十分と認められる場合は、不可とします。

### (6) 広報表示の参考例

|                       |                                                                                               |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法被等の衣装類               | 衣装それぞれ（衣装の上下、帯、その他付属品を含む）の表地（裏地は不可）に縫い付けによる広報表示を行う。加えて、使用時に看板等により、宝くじの助成金で整備した旨の広報を行うことが望ましい。 |
| テント                   | 各部品への広報表示のほか、天幕に遠目からでもわかる大きさと、広報表示（A3程度）を行う。                                                  |
| カーテン                  | 本体のほか、壁の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。                                                               |
| 天井に設置する照明器具や空調機器、音響機器 | 本体のほか、壁（スイッチやリモコン部分等）の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。                                                 |
| 防犯灯や屋外放送設備            | 本体のほか、柱・ポールの人目に付く高さにもプレート等で、広報表示を行う（もしくは看板による広報表示を行う）。                                        |
| 広場の遊具等の整備             | 整備する遊具等の設備本体のほか、広場の入り口等に看板等で広報表示を行う。                                                          |
| 組み立て式ステージ等            | それぞれの備品（部品）のほか、看板やプレート等で広報表示を行う。                                                              |

(7) 写真については、次の項目を充足するようにしてください。

- ① 整備した設備・備品の全体が確認できる。  
(設備・備品名と写真が一致するようにしてください)
- ② 整備した設備・備品の数量とそれぞれの広報表示場所が確認できる。
- ③ 広報表示のデザインが確認できる。

## 2. コミュニティセンターへの広報表示

(1) 以下の仕様にに基づき、それぞれの事業実施主体で作成したプレートを、建物入り口等の視認可能な場所(高さ)に表示してください。

(2) プレートの仕様は次のとおりです。

**アクリル製：縦 210 mm×横 297 mm×厚さ 3 mm (A4 サイズ、四隅をビス留め)**

## 3. 印刷物等への広報表示

(1) 「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠してください。

(2) 作成する**全ての**印刷物や配布物(チラシ、ポスター、プログラム、チケット、看板、横断幕、新聞等広告、図録、報告書等成果物)に広報表示を行ってください。ただし、チケット、新聞、雑誌で掲載欄に限界がある場合は、「宝くじの助成金で実施する」旨を表記してください。

(3) 広報効果が発揮できる場所、大きさで表示してください。

以上